

新たな住宅セーフティネット制度活用の方向性

【ア 要配慮者の追加】

前回懇話会
<ul style="list-style-type: none"> 国例示の要配慮者全てを追加する方向で検討する。 国例示以外の追加すべき要配慮者の検討のため庁内関係課等へのヒアリングを行う。

前回懇話会を踏まえた検討
<ul style="list-style-type: none"> 庁内関係課及び要配慮者を支援する団体へのヒアリングを実施したところ、国例示以外に特に要配慮者の追加を求める意見はなかった。 そこで今回の計画策定では要配慮者の国例示の者を追加することとし、市町村が地域の実情等に応じて市町村賃貸住宅供給促進計画に要配慮者を追加する場合には、住宅確保について配慮を要する者の可能性を確保する観点から認めることとする。このことについて、法に明確な規定がないため、県賃貸住宅供給促進計画に明記する必要がある。

■方向性
<ul style="list-style-type: none"> 国例示の要配慮者を全て追加する。 (国例示：海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者) 市町村賃貸住宅供給促進計画が策定された場合は市町村賃貸住宅供給促進計画が優先されることを、県賃貸住宅供給促進計画に規定する。

【イ 賃貸住宅登録基準の強化・緩和】

前回懇話会
現代の住生活水準から面積・設備基準ともに必要な範囲と考えられること、また、緩和により狭小住宅ストックの形成助長にもつながりかねないことから緩和しない方がよいのではないか。

前回懇話会を踏まえた検討
<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者を支援する団体へのヒアリングを行ったところ、「緩和しない方がよい」「緩和した方がよい」いずれの意見もあった。本規定については、生活保護を受給している単身世帯民営借家の平均床面積は県所管区域（政令・中核市除く）で約 28 m²(※)となっていることから、今回の計画策定においては強化も緩和も行わないこととする。 また、地域や入居者の生活状況等によって必要な住宅事情は異なることから、強化・緩和は市町村の考えに委ね、必要に応じて市町村賃貸住宅供給促進計画で定めもらうこととする。 なお、市町村が賃貸住宅供給促進計画を策定し登録基準の強化・緩和した場合は、市町村賃貸住宅供給促進計画が適用されることについては、法規定されている。（規則第 15 条） (参考：県内の市町村賃貸住宅供給促進計画：横浜市 18 m²以上)

■方向性
<ul style="list-style-type: none"> 「面積」「設備」基準は、緩和しない。

(※) 2014(H26).12.26 厚生労働省社会・援護局保護課「生活保護受給世帯の居住実態に関する調査の集計結果」

【ウ 登録住宅の供給目標】

前回懇話会
次回（第7回）以降の検討とする。

これまでの検討
<ul style="list-style-type: none"> 国 KPI の目標値(2020 年度末までに 17.5 万戸)の設定は、市場の空き家ベースから算出しており、これまでの登録状況を鑑みて、本県に即した目標値を設定することとする。 住生活基本計画(2017.3)における 2025 年の供給目標を基に登録住宅の目標戸数を算出する。 あわせて、新たな指標として大家の入居拒否感を掲げ、今後は居住支援協議会の活動や大家向け講習会等の開催により大家の理解を得るとともに、大家向けアンケート調査を継続的にを行い、意向を把握していく。

■方向性
<ul style="list-style-type: none"> 定量的な目標として登録戸数を定める。 登録戸数のほか、<u>新たな指標として大家の入居拒否感の低減を掲げる。</u>

【エ 登録住宅の改修・入居への経済的支援、補助実施の要否】

前回懇話会
「新たなセーフティネット制度活用にあたっての県のスタンス」を整理し、補助要否の検討を行う。

前回懇話会を踏まえた検討
<ul style="list-style-type: none"> ヒアリングの結果、県営住宅へ入居が叶わない、生活保護にまで至らない要配慮者が居ることが分かった。また、このような要配慮者を支援する団体が、住宅行政とほとんど関わることがなく、居住支援を行っていることが分かった。 これらのことから、本県では、県営住宅や生活保護でカバーできない要配慮者に対して居住支援のともなった民間賃貸住宅の提供を行うモデル事業の検討を進めることとする。 このモデル事業において補助メニューの検討をするとともに、本制度の普及にあたっては、地域に根ざした市町村の協力が必要であることから市町村賃貸住宅供給促進計画の策定に向けた取組を促すとともに、市町村との役割分担を検討する。

■方向性
<ul style="list-style-type: none"> 県営住宅ストック総合活用計画等の既存施策及び、市町村の賃貸住宅供給促進計画との整合を図りつつ、補助のあり方、モデル事業の実施について検討していく。

